

## 山形県幼児教育推進協議会設置要綱

### (目的)

第1条 本県における全ての幼児教育施設及び関係機関が連携し、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育を推進するため、山形県幼児教育推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会において協議する事項は次のとおりとする。

- (1) 本県の幼児教育に関する施策等に関すること。
- (2) 本県の幼児教育施設及び関係機関との連携に関すること。
- (3) その他幼児教育に関すること。

### (構成)

第3条 協議会は、別表第1に掲げる関係団体等をもって構成し、委員は、その関係団体等の代表者等のうちから山形県教育委員会教育長が任命する。

2 委員の任期は、委嘱した日から当該年度の3月31日までとする。ただし、再任は妨げない。

### (運営)

第4条 協議会は、教育長がこれを招集する。

2 協議会には委員長を置き、委員長は委員の協議により決定する。委員長は、協議会の会務を統括する。

3 委員長は、会議の議長となる。

4 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員の中から代表を選出し、その職務を代理する。

### (事務局)

第5条 協議会の事務局は、別表第2に掲げる組織をもって構成する。

### (補足)

第6条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和8年5月26日から施行する。

別表第1（関係団体等）

公益社団法人山形県私立幼稚園・認定こども園協会  
山形県保育協議会  
山形県民間立保育協議会  
日本保育協会山形県支部  
山形県国公立幼稚園・こども園長会  
山形県連合小学校長会  
山形大学  
東北文教大学  
羽陽学園短期大学  
市町村幼児教育関係部局

別表第2（事務局）

山形県しあわせ子育て応援部こども子育て政策課  
山形県教育センター  
山形県教育局義務教育課